



## この秋、ワシントン条約の会議が開かれます。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することになりました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役にください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

### ワシントン条約におけるアフリカゾウの歴史

#### ●密猟密輸時代

1977年：すべてのアフリカゾウ *Loxodonta africana*が附属書IIに掲載された。

・象牙の取引量は増大し、密猟密輸が相次いだ。

・日本は1982年に世界総取引量の61%を輸入。1984年に日本が輸入した未加工象牙474tの3分の2は疑わしいものといわれた。

アフリカゾウの個体数は、1979年の約134万頭から1989年には62万頭に半減した。



#### ●国際取引禁止時代

1989年：すべてのアフリカゾウが附属書Iに掲載され、象牙の国際取引は禁止された。

#### ●試験的措置の時代

国際取引が禁止されてから、各国は自然死したゾウの象牙を管理していたが、管理の負担が問題となっていた。

1997年：ボツワナ、ナミビア、ジンバブエの個体群が附属書IIに移行された。このとき、締約国は決議10.10「ゾウの標本の取引」\*を採択し、ゾウ製品取引のモニターをするETIS(ゾウ取引情報システム)と、ゾウ個体群の管理であるMIKE(ゾウ違法捕殺監視システム)を設立。

1999年：このシステムが機能することなどを条件として、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエの3カ国の在庫象牙約50tが日本に輸出された。

2000年：南アフリカの個体群が附属書IIに移行。

2002年：MIKEが実用化されれば、ボツワナとナミビア、ジンバブエの在庫輸出を認めるとしたが、現在輸出はおこなわれていない。

\*<http://www.trafficj.org/aboutcites/cop10restop.htm>で和訳文掲載中

### 「決議」とは？

- ▲条約の施行を改善するために、締約国が話し合っただけのものとして採択する。
- ▲現在72の決議が有効である。
- ▲決議には拘束力はないが、全締約国が協力して実施しないと効果がないものである。
- ▲決議の方針にもとづき、具体的なアクションが実行される。
- ▲決議が特定のテーマのガイドラインとなる場合もある。

### 今回の象牙提案は？

象牙に関しては、今回ナミビアより提案が出ている。

アフリカゾウ(附属書II)のナミビア個体群について次の項目を認める。

- －未加工象牙の年間輸出割当量2000kg(自然死亡数と管理関係の死亡数を総合した量)
- －商業目的の加工象牙製品の取引、および
- －商業目的のゾウ皮革・毛商品の取引

#### ■トラフィックはこう考える

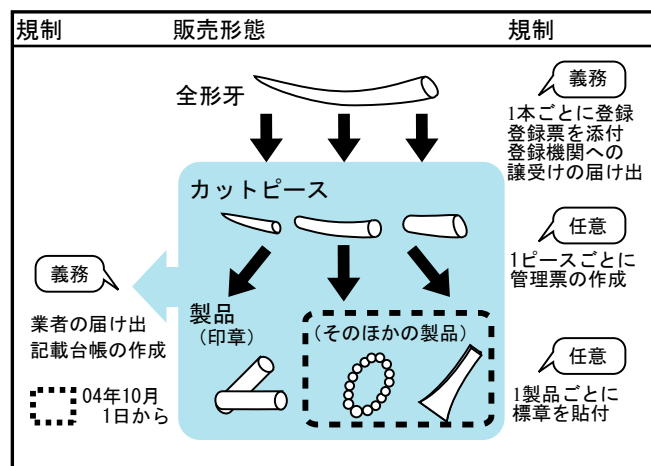
提案者が以下のことをおこなえば賛成

- 未加工象牙の年間割当量に関する要求を撤回し、かつ
- 加工象牙の取引は非商業目的のエキバ(伝統工芸品)の取引に制限されると指定し、かつ
- 決定12.39のプロセスに準じて、取引の管理制度の再検討をおこなうことに同意する。  
(決定12.39については[www.cites.org/decision/](http://www.cites.org/decision/)のページを参照)

2004年9月の原産国会議の結果が大きくかわってくる。ポイントは、原産国のゾウ個体群管理について現状が明らかになることである。

### 日本の象牙取引

我が国の象牙取引は「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」で規制されている。



トラフィックジャパンのここに注目

④

象牙提案のゆくえは  
MIKEとETISの分析がカギ

トラフィック イーストアジア ジャパン (略称: トラフィックジャパン)

TEL: 03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: [traffic@trafficj.org](mailto:traffic@trafficj.org)

**TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN**